

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の役職員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本会の役員等及び正職員、嘱託職員、臨時職員を含む全ての職員（以下、「役職員」という。）に対して適用する。

(利益相反行為の禁止)

第3条 助成事業等を行うにあたり、役職員、選考委員、その他申請団体の関係者に対し、特別の利益を与えてはいけない。

(自己申告)

第4条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに本会以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。ただし、事務局長が申告を行う場合には、これを会長に対して行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、本会と役職員との利益が相反する可能性がある場合（本会と業務上の関係にある他の団体等に役職員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役職員は、原則として、次に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に会長に書面で申告するものとする。

(1) 本会が、休眠預金等交付金（休眠預金活用法第8条に定める休眠預金等交付金をいう。以下同じ。）に係る助成金を受ける場合、その助成金の支給に関わる団体（以下「助成金関係団体」という。）又はこれになり得る団体の役職員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(2) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）をすること。ただし、本会又は役職員の負担の有無にかかわらず、資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、物品若しくは不動産を購入若しくは貸与をさせた場合又は役務を提供した場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与をしたものとみなす。

(3) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものに対し、金銭の貸付け（業

として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を行うこと。

(4) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、未公開株式を譲り渡すこと。

(5) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるもの対し、供応接待を行うこと。

(6) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に遊技又はゴルフをすること。

(7) 資金分配団体又はその役職員又はこれに準ずるものと共に旅行(業務のための旅行を除く。)をすること。

(定期申告)

第5条 役員は、就任時及び改選時に職員は、採用時及び毎年4月に当該役職員の兼業等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、事務局長に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第6条 第4条の規定に基づく申請を受けた事務局長は、申告内容の確認を徹底した上申告を行った者が理事である場合には会長と、監事である場合は他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本会との利益相反状況の防止または適正化のために必要な措置(以下、「適正化措置」という。)を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第4条又は第5条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、総務企画課にて管理するものとする。

附 則

- 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する
- 2 この規程は、令和5年2月1日から改正実施する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から改正実施する。